

事務連絡
平成 21 年 12 月 18 日

各都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ対策担当課 御中

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザワクチンの接種事業の適正な実施について（依頼）

今般の新型インフルエンザワクチンの接種については、ワクチンの供給が順次行われることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するという目的に照らし、国において優先的に接種する対象者の範囲及びそれぞれの接種順位を定めており、各都道府県においても各自治体の地域の状況等を踏まえた接種開始時期を設定していただいているところです。

しかしながら、今般、一部の受託医療機関において、接種開始時期となっていない者に対して接種を行う等、不適正な接種を行っているとの情報が寄せられております。

については、新型インフルエンザワクチンの接種事業の適正な実施を図るため、優先接種対象者等の範囲、優先接種の順位及び優先接種対象者等ごとの接種開始時期等の遵守について、別添のとおり、各医療関係団体を通じて医療機関あて周知を行い、併せて厚生労働省ホームページにおいても掲載し周知を図っておりますので、各都道府県におかれてもご了知いただくとともに、都道府県医師会などの関係団体や受託医療機関等に対する説明の機会等を利用して周知を図っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、不適正な接種を行った受託医療機関への改善指導は、本来委託契約を結んでいる厚生労働省において行うべきものではありませんが、各都道府県におかれては、具体的接種スケジュールの設定やワクチンの円滑な流通の確保といった役割を担っていただいております。不適正な接種が横行することは、スケジュールの順守など事業の円滑な実施に支障をきたすこととなることも踏まえ、不適正な接種事例が報告された場合、まずは各都道府県において、その事実の確認を行うとともに、必要に応じて是正を求める等の措置についてご協力いただけるようお願いいたします。そのうえで、接種した事実の隠蔽や再三の改善指導にもかかわらず不適正な接種を繰り返す等の受託医療機関については、事案の概要、経緯、受託医療機関名等を当事務

局の担当までご連絡いただき、連絡いただいた案件については、直接、厚生労働省において改善のための対応を行うこととします。

(協力を依頼した団体名)

社団法人日本医師会

社団法人全国自治体病院協議会

社団法人日本医療法人協会

国立大学付属病院長会議

全国公私病院連盟

日本慢性期医療協会

社団法人日本私立医科大学協会

社団法人全日本病院協会

社団法人日本病院協会

独立行政法人国立病院機構

社団法人日本精神科病院協会

独立行政法人労働者健康福祉機構

(担当) 新型インフルエンザ対策推進本部

ワクチン班 梅 澤

代表 03-5253-1111 (内線 2083)

FAX 03-3506-7332